	月者の数が増加した場合の法人税額の特別控 -関する明細書	事年	業度	法人名	別表六二十六
基準	適用年度終了の日における雇用者の数 1	人	法	形 税 額 (20万円×(3)) ((5)<(6)の場合は0)	1
雇用者数の計算	前事業年度等の終了の日に おける雇用者の数 2		人税額	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二) 「2」又は別表一(三)「2」)	平二十三・六・三
	基 準 雇 用 者 数 (1) - (2) 3 (マイナスの場合は 0)		の特別	当 期 税 額 基 準 額 (8)×10又は20 9	• 三十以後終了事業年度分
基	準 雇 用 者 割 合 (3) (2)			当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((7)と(9)のうち少ない金額)	
給	与 等 支 給 額 5	円	額の計	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十七)「63の②」) 11	
比	較 給 与 等 支 給 額 6		算	法人税額の特別控除額 12 (10) - (11)	
	比 較 給 与 等	支	ξ	給額の計算	
事	業年度又は連結事業年度給与等支	適用年度の月数 (13)の事業年度又は 連結事業年度の月数 改定給与等支給額 (14)×(15)			
	13 14			15 16	
調整対象年度	平 · ·		F.	日 —————	
	平 · ·				
	計				
適月	用年度前1年以内事業年度等における給 ((16)の計)÷ (調整対象年度数)	与等	争の [支給額 17	
比	較 給 与 等 支 (17) + ((17)×(4)× 30 /100)		給	額 18	

別表六(二十六)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1 項《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》 の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、中小企業者とは、資本金の額又は出資金の額が 1億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は 総額の一定割合以上を大規模法人に所有されていない法 人及び資本又は出資を有しない法人で常時使用する従業 員の数が1,000人以下の法人をいいます。中小企業者に該 当するかどうかは、次の「中小企業者の判定」欄に記載 して判定してください。

				中	,	رار،	企	業	者	の	判	定				
発 7 出 資		株 式 数 又	又 は 総	は額	a				大株	順位	大規	見模法人	名	株式出資	又 の	は 額
常時	使用す	る従業	き 員 (の数	b			人	規式	1			g			
大数	第 1 順 又 は 出	位 の 資 金		弋 数 頂 (g)	С				法数人 等				h			
(規模法人) 祭の保存	保 有	割	合	(c) (a)	d			%	の保有する 明 細				i			
の泪	大規模法 又 は 出	.人合計 資 金		式数 頁 (k)	е								j			
株割式合	保 有	割	合	(e) (a)	f			%			(g)+(h)+		k			

この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。

- 1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2 (66.666…%) 以上となる場合には、中小企業者に該当しませんから注意してください。
- 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細g~k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人(資本金の額若しく は出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超 える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多い ものから順次記載します。